

一般社団法人 Bridge for Fukushima 定款

平成23年5月20日作成

定 款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 Bridge for Fukushima と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、主に東日本大震災の復興活動において、被災地の行政組織・既存の団体と協力し、被災地の復興がより効果的に行われ、早期復興が行われる事を目的とするとともに、その目的を資するため、次の事業を行う。

- 1 災害による被害者の支援を目的とする事業
- 2 ボランティアを通じて心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養する事を目的とした事業
- 3 高齢者・障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- 4 勤労意欲のあるものに対する就労・起業の支援を目的とした事業
- 5 自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 6 地域社会の健全な発展を目的とした事業
- 7 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する協力を目的とした事業
- 8 児童又は青少年の健全な育成を目的とした事業
- 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第 7 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかつたとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開 催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が主席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(代 理)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第 21 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 理事

(理事の員数)

第 22 条 当法人の理事の員数は 1 名以上とする。

(選任等)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 25 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 26 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 28 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 29 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 30 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 31 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 32 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に關

する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第 38 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 4 月 30 日までとする。

(設立時理事)

第 41 条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事	伴場 賢一
設立時理事	木村 真嘉
設立時理事	加藤 英太郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 42 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福島県福島市方木田字赤沢 1 1 番地の 1

設立時社員 伴場 賢一

東京都練馬区豊玉中 3 丁目 20 番地 2

設立時社員 木村 真嘉

東京都目黒区青葉台 1 丁目 6 番地の 4 グランベール代官山青葉台 305 号室

設立時社員 加藤 英太郎

(法令の準拠)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 Bridge for Fukushima の設立に際し、設立時社員伴場 賢一及び木村 真嘉
及び加藤 英太郎の定款作成代理人である行政書士小川 寿一は、電磁的記録である本定款を作成し、
これに電子署名する。

平成 23 年 5 月 20 日

設立時社員 伴場 賢一

設立時社員 木村 真嘉

設立時社員 加藤 英太郎

東京都葛飾区堀切四丁目 9 番 17 号

行政書士 小川 寿一

登録番号 07080689